



セーフティネット住宅 登録募集のご案内



賃貸住宅の空き室等を
有効活用しませんか？



■セーフティネット住宅の登録制度とは

お持ちの賃貸住宅の空き室等を「住宅確保要配慮者^{*}の入居を拒まない賃貸住宅」(セーフティネット住宅)として福井市に登録し、有効活用する制度です。1戸から登録可能、入居者がいても登録できます。「登録住宅」と「専用住宅^{*}」があります。

※住宅確保要配慮者とは …低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人など

※専用住宅とは …入居者は選択した要配慮者に限定(例:「障がい者の専用住宅」「高齢者、低額所得者の専用住宅」)

■登録住宅(住宅確保要配慮者以外の入居も可能)のメリット

① 国のホームページにより広く紹介されます

Q セーフティネット住宅情報提供システム



■専用住宅(住宅確保要配慮者に限定した住宅)のメリット

② 国の改修費補助が受けられます

Q 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業



専用住宅として登録した場合、1戸あたり上限 50万円(別途上限に加算あり)の改修費の補助を受けることができます。

■住宅の登録基準

- ① 居室の面積が原則 25 m²以上
- ② 昭和 56 年 6 月以降に新築の工事に着手、または、耐震性を有する
- ③ 台所、水洗便所、浴室、収納設備がすべてある など

※【改修費補助を受ける場合】 上限月額家賃 57,700 円

※【改修費補助を受ける場合】 専用住宅の管理期間が 10 年以上

(留意点)

※申請者は、所有者やサブリース事業者など、賃貸借契約の当事者であること

※毎年7月に定期報告を提出していただく必要があります。

